

改正

昭和五十七年八月二七日三重県規則第三六号
平成元年三月三十一日三重県規則第二五号
平成六年三月三十一日三重県規則第六二号
平成九年三月二八日三重県規則第九九号
平成一一年三月一九日三重県規則第二八号
平成一一年十二月三日三重県規則第一一五号
平成一三年三月二七日三重県規則第三四号
平成一七年三月七日三重県規則第九号
平成一八年三月二八日三重県規則第二五号
平成一九年五月二二日三重県規則第四五号
平成二五年七月二三日三重県規則第七六号
平成二六年一月二四日三重県規則第二号
令和二年三月二四日三重県規則第一五号
令和三年三月一六日三重県規則第五四号

三重県動物の保護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十六年三重県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(けい留の除外)

第二条 条例第七条第四号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 飼い犬を制御できる者の管理の下で、飼い犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しに供する目的のために使用するとき。
- 二 飼い犬を制御できる者が犬を調教するとき。

(許可の期間)

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十四条の有効期間は、三年とする。

(事故の届出)

第四条 条例第八条第一項の届出は、事故届出書（第一号様式）によつてしなければならない。

(公示の方法)

第五条 条例第十一条第一項の公示は、当該飼い犬を捕獲した場所を所轄する保健所に、当該飼い犬を捕獲した日時及び場所並びに当該飼い犬の種類、毛色、性別及び体格を掲示して行うものとする。

2 条例第十一条第二項の公示は、当該犬又は猫を引き取つた場所を所轄する保健所に、当該犬又は猫を引き取つた日時及び場所並びに当該犬又は猫の種類、毛色、性別及び体格を掲示して行うものとする。

(野犬等の掃とうの方法)

第六条 条例第十二条第一項の野犬等の掃とう（以下「掃とう」という。）は、必要な時間を限つて道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りのえさを置くことによつて行うものとし、当該薬物入りのえさごとにそれが薬物入りのえさである旨を表示するものとする。

2 知事は、当該職員をして、薬物入りのえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、掃とうの時間が経過する前に薬物入りのえさを回収させるものとする。

(掃とうの周知方法)

第七条 条例第十二条第二項の掃とうの周知措置は、実施区域、日時及び薬物入りのえさの状態につき、次に定めるところにより行うものとする。

一 掃とうを行う区域内及びその近傍に居住する狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第二項の規定により登録された犬の飼い主に対して文書で通知すること。

二 掃とうを行う区域内及びその近傍で公衆の見やすい場所に掲示すること。

三 掃とうを行う区域内及びその近傍の住民に対し放送、回覧その他の方法によつて周知すること。

2 前項第一号の通知は掃とうの開始の日の三日前までに行うものとし、同項第二号の掲示は掃とうの開始の日の三日前から掃とうの終了の日まで行うものとし、同項第三号の周知は掃とうの開始の日の三日前から掃とうの開始の日までの間に行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、緊急に掃とうする必要があるときは、掃とうの開始時まで、掃とうを行う区域内及びその近傍の住民に対し、有線放送又は広報車により周知できるものとする。

(身分を示す証票)

第八条 条例第十三条第二項の身分を示す証票の様式は、第二号様式のとおりとし、条例第十四条

第二項の身分を示す証票の様式は、第三号様式のとおりとする。

(手数料)

第九条 条例第十五条の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種動物取扱業登録申請手数料

一件につき 一万五千元

二 第一種動物取扱業登録更新申請手数料

一件につき 一万元

三 第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料

一件につき 二千元

四 特定動物飼養許可申請手数料

別表特定動物の区分の欄第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに規定する特定動物 一区分につき（同一区分内で同時に複数の申請が行われる場合にあつては、当該複数の申請につき） 二万円

別表特定動物の区分の欄第一号、第二号及び第十三号に規定する特定動物 一区分につき（同一区分内で同時に複数の申請が行われる場合にあつては、当該複数の申請につき） 一万元

五 特定動物飼養変更許可申請手数料

別表特定動物の区分の欄第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに規定する特定動物 一区分につき（同一区分内で同時に複数の申請が行われる場合にあつては、当該複数の申請につき） 一万元

別表特定動物の区分の欄第一号、第二号及び第十三号に規定する特定動物 一区分につき（同一区分内で同時に複数の申請が行われる場合にあつては、当該複数の申請につき） 五千元

六 特定動物飼養許可証再交付申請手数料

一区分につき（同一区分内で同時に複数の申請が行われる場合にあつては、当該複数の申請につき） 二千五百円

七 犬又は猫の引取り手数料

生後九十一日以上の犬又は猫 一頭又は一匹につき 二千五百円

生後九十一日未満の犬又は猫 一頭又は一匹につき 五百円

(抑留犬の返還等)

第十条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第三項において準用する同条第一項本文の規定により知事が引き取った所有者の判明しない犬若しくは猫又は

条例第十条第一項の規定により抑留された飼い犬の返還を求める者は、動物返還申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、条例第十六条の規定により、犬一頭又は猫一匹につき三千五百円の飼養返還手数料を納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。
（三重県犬による危害防止条例施行規則の廃止）
- 2 三重県犬による危害防止条例施行規則（昭和五十五年三重県規則第十六号）は、廃止する。
（三重県証紙条例施行規則の一部改正）
- 3 三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一の3の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次のように加える。
四 狂犬病予防法施行細則（昭和四十八年三重県規則第二十二号）第五条第二項の規定による手数料
別表第一の3の項に次のように加える。
七 三重県動物の保護及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年三重県規則第二十二号）第十八条及び第十九条第二項に規定する手数料
（狂犬病予防法施行細則の一部改正）
- 4 狂犬病予防法施行細則（昭和四十八年三重県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項を次のように改める。
2 抑留された犬を引き取ろうとする犬の所有者は、犬一頭につき二千円の飼養返還手数料を納付しなければならない。

附 則（昭和五十七年八月二十七日三重県規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県動物の保護及び管理に関する条例施行規則別表第一の規定は、昭和五十七年七月一日から適用する。

附 則（平成元年三月三十一日三重県規則第二十五号）

- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 狂犬病予防法施行細則（昭和四十八年三重県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成六年三月三十一日三重県規則第六十二号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十九条第二項の規定は、この規則の施行日以後に引き取った犬若しくはねこ又は抑留した飼い犬の返還について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県動物の保護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県動物の保護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成九年三月二十八日三重県規則第九十九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県規則第二十八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県規則第三十四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十八条、別表第一及び別表第二の改正規定は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県規則第二十五号）

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平成十九年五月二十二日三重県規則第四十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により交付されている身分証明書は、改正後の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により交付された身分証明書とみなす。

附 則（平成二十五年七月二十三日三重県規則第七十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(以下「旧規則」という。)の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

4 旧規則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により交付された身分証明書とみなす。

附 則 (平成二十六年一月二十四日三重県規則第二号)

この規則は、平成二十六年二月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二十四日三重県規則第十五号)

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の日において、この規則による改正前の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により交付された身分証明書とみなす。

附 則 (令和三年三月十六日三重県規則第五十四号)

(施行期日)

1 この規則は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 (第9条関係)

綱	目	特定動動の区分	科
哺乳綱	霊長目	1	アテリダエ科
			おながざる科
			てながざる科
		2	ひと科

	食肉目	3	いぬ科
			ハイエナ科
		4	くま科
			5
	長鼻目	6	ぞう科
	奇蹄目	7	さい科
	偶蹄目	8	かば科
			9
		10	うし科
	鳥綱	ひくいどり目	11
たか目		12	コンドル科
	たか科		
爬虫綱	かめ目	13	かみつきがめ科
	とかげ目	14	どくとかげ科
			おおとかげ科
		15	にしきへび科
			ボア科
			なみへび科
			コブラ科
			くさりへび科
	わに目	16	アリゲーター科
			クロコダイル科
ガビアル科			

備考 特定動物とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1の種名の欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものをいう。

第2号様式（第8条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">三重県知事 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写真</p> </div>
--	---

（裏）

<p>三重県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第13条 知事は、この条例の実施を確保するため必要があると認めるときは、飼い主から報告を求め、又は当該職員をして飼養場所に立入検査をさせ、若しくは飼い主その他の関係者に質問させることができる。</p>	<p>2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--	---

8.0
cm

12.0cm

第3号様式（第8条関係）

(表)

<p>身 分 証 明 書</p> <p>第 号</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項の規定による動物愛護管理員であることを証明します。</p> <p>年 月 日発行</p> <p>三重県知事 国</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> </div>
--	--

(裏)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜粋 (報告及び検査)</p> <p>第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)</p> <p>第24条の2 (第1項及び第2項 略)</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定の施行に必要な限度において、第13条第1項若しくは第16条第2項の規定によりその登録が効力を失い、又は第19条第1項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 (準用規定)</p> <p>第24条の4 第16条第1項(第5号に係る部分を除く。)、第20条、第21条(第3項を除く。)、第23条(第2項を除く。))及び第24条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。(以下略)</p> <p>(第2項 略)</p> <p>第25条 (第1項から第4項まで 略)</p> <p>5 都道府県知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 (第7項 略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>三重県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋 (立入検査等)</p> <p>第13条 知事は、この条例の実施を確保するため必要があると認めるときは、飼い主から報告を求め、又は当該職員をして飼養場所に立入検査をさせ、若しくは飼い主その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (動物愛護管理員)</p> <p>第14条 知事は、法第24条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)、法第24条の2第3項、法第25条第5項、法第33条第1項又は前条の規定による立入検査その他動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員(次項において「動物愛護管理員」という。)を置く。</p> <p>2 動物愛護管理員は、その業務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
--	--

第4号様式（第10条関係）

動物返還申請書

年 月 日

保健所長 宛て

住所

氏名

(電話番号)

次のとおり、抑留された飼い犬（飼い猫）の返還を申請します。

種類		年齢	
毛色		名	
性別		体格	
特徴			
備考			

(規格A4)

備考 飼い犬の場合には、狂犬病予防法施行規則第5条の規定による犬鑑札番号及び同施行規則第12条第3項の規定による注射済票番号を備考欄に記入すること。